

整理番号 No.5-013 サーキュラー

件名：カテゴリーⅢ航行の許可基準及び審査要領

新	旧	備考
<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>この審査要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第83条の2に定める特別な方式による航行のうち、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第191条の2第1項に基づく「<u>カテゴリーⅢ航行</u>」の許可について、規則第191条の4に定める基準に適合することを審査するための要領を定めることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>この審査要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第83条の2に定める特別な方式による航行のうち、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第191条の2第1項に基づく「<u>カテゴリーⅢA航行</u>」および「<u>カテゴリーⅢB航行</u>」の許可について、規則第191条の4に定める基準に適合することを審査するための要領を定めることを目的とする。</p>	<p>AN6 (省令) 改正による区分の変更</p>
<p>1.2 用語の定義</p> <p>e. 「カテゴリーⅢ航行」とは、航空機に搭載された着陸装置、着陸滑走制御装置の性能及びこれらの装置を含む機上装置の装備状況に応じ、DH、最低気象条件におけるRVR及びAHを設定し、自動操縦を基本モードとして精密進入及び着陸を行うもので、<u>DHが100フィート（30メートル）未満又はDHがない場合であって、RVRが50m以上300メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用し、進入及び着陸を行う航行をいう。</u> (削除) f～n（略）</p>	<p>1.2 用語の定義</p> <p>e. 「カテゴリーⅢ航行」とは、航空機に搭載された着陸装置、着陸滑走制御装置の性能及びこれらの装置を含む機上装置の装備状況に応じ、DH、最低気象条件におけるRVR及びAHを設定し、自動操縦を基本モードとして精密進入及び着陸を行うもので、<u>カテゴリーⅢA航行及びカテゴリーⅢB航行の総称をいう。</u> f. 「<u>カテゴリーⅢA航行</u>」とは、DHがない、又はDHが100フィート（30メートル）未満であって、RVRが175メートル以上の場合に、<u>主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入及び着陸を行う航行をいう。</u></p>	<p>AN6 (省令) 改正による区分の変更</p>

	<p>g. 「<u>カテゴリーⅢB 航行</u>」とは、DH がない、又は DH が 50 フィート (15 メートル) 未満であって、RVR が 50 メートル以上 175 メートル未満の場合に、主に自動操縦により計器着陸装置を利用して進入、着陸及び着陸後の滑走を行う航行をいう。</p>	
<p>第 2 章 許可の申請</p> <p>2.1 申請</p> <p>a. カテゴリーⅢ航行を実施しようとする者は、規則第 191 条の 3 に従い次に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>(様式 1)を国土交通大臣に提出すること。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 航空機の型式並びに国籍及び登録記号</p> <p>(3) 行おうとする航行「カテゴリーⅢ航行」</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>c.申請者の条件</p> <p>申請者は、カテゴリーⅡ航行の許可を得ていること。</p>	<p>第 2 章 許可の申請</p> <p>2.1 申請</p> <p>a. カテゴリーⅢ航行を実施しようとする者は、規則第 191 条の 3 に従い次に掲げる事項を記載した<u>申請書申請書</u>(様式 1)を国土交通大臣に提出すること。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 航空機の型式並びに国籍及び登録記号</p> <p>(3) 行おうとする航行「<u>カテゴリーⅢA 航行</u>」または「<u>カテゴリーⅢB 航行</u>」</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>c.申請者の条件</p> <p><u>(1)申請者は、申請の際に以下のいずれかの条件を満たしていること。</u></p> <p><u>(2)カテゴリーⅡ航行の許可を得ていること。</u></p> <p><u>(3)カテゴリーⅠ航行の運航承認を得ていること(航空運送事業者に限る。)</u></p> <p><u>(4)カテゴリーⅠ航行の運航実績を有していること(航空運送事業者以外の運航者に限る。)</u></p>	<p>AN6 (省令) 改正による変更</p> <p>本基準 2.2 許可との整合</p>

<p>2.2 許可</p> <p>申請の内容が本許可審査要領の基準の第 4 章から第 8 章の各基準を満足すると認められる場合は、当該航行の許可を行う。カテゴリ III 航行の許可は、最低気象条件 (DH 及び RVR)、AH (設定する場合)、航空機の型式及び搭載している装置並びに国籍及び登録記号を指定した許可書の交付をもって行う。</p>	<p>2.2 許可</p> <p>申請の内容が本許可審査要領の基準の第 4 章から第 8 章の各基準を満足すると認められる場合は、当該航行の許可を行う。カテゴリ III 航行の許可は、<u>カテゴリ IIIA 航行又はカテゴリ IIIB 航行の別</u>、最低気象条件 (DH 及び RVR)、AH (設定する場合)、航空機の型式及び搭載している装置並びに国籍及び登録記号を指定した許可書の交付をもって行う。</p>	<p>AN6 (省令) 改正による修正</p>
<p>2.2 a. (1)</p> <p>カテゴリ I 航行から開始する場合、当該型式によるカテゴリ I 航行の承認を有している航空運送事業者又は当該型式によるカテゴリ I 航行の実施実績を有している者 (航空運送事業者を除く) は、以下の通り段階的な最低気象条件が許可される。</p> <p>なお、<u>運航実証試験の開始までに、運航適性試験の分析結果を航空局に提出し、本通達への適合に係わる事項についての確認を受けること。</u></p> <p>(1)イ. フェールパッシブ着陸装置による運航</p> <p>下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験のために DH が 100 フィートであって、RVR が 300 メートル以上の最低気象条件の許可 (<u>法第 83 条の 2 の規定による「カテゴリ II 航行の許可」</u>) を受け、運航実証試験の航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH が 50 フィート以上であって、</p>	<p>2.2 a. (1)</p> <p>カテゴリ I 航行から開始する場合、当該型式によるカテゴリ I 航行の承認を有している航空運送事業者又は当該型式によるカテゴリ I 航行の実施実績を有している者 (航空運送事業者を除く) は、以下の通り段階的な最低気象条件が許可される。 (新設)</p> <p>(1)イ. フェールパッシブ着陸装置による運航</p> <p>下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験のために DH が 100 フィートであって、RVR が 300 メートル以上の最低気象条件の許可を受け、運航実証試験の航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH が 50 フィート以上であって、RVR が 175 メートル以上の最低気象条件が許可され</p>	<p>申請の手続きに関する補足の追加</p> <p>明確化 誤記、 表現の 修正</p>

RVR が 175 メートル以上の最低気象条件が許可される。

(1)ロ. フェールオペレーショナル着陸装置による運航

下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験のために DH が 100 フィートであって、RVR が 300 メートル以上の最低気象条件の許可(法第 83 条の 2 の規定による「カテゴリー II 航行の許可」)を受け、運航実証試験の航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH がない又は 50 フィート未満であって、RVR が 175 メートル以上の最低気象条件が許可される。更に、当該最低気象条件の許可のもとで下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験を実施し、航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH がない又は 50 フィート未満であって、RVR が 75 メートル以上の最低気象条件が許可される。RVR が 75 メートル未満の最低気象条件は、カテゴリー III 航行の経験と実証をもとに航空事業安全室長及び航空機安全課長又は地方航空局安全管理官が安全であると判断し承認した場合に限り、空港を限定して許可される。

(2) ロ フェールオペレーショナル着陸装置による運航

RVR が 75 メートル未満の最低気象条件は、カテゴリー III 航行の経験と実証をもとに航空事業安全室長及び航空機安全課長又は地方航空局安全管理官が安全であると判断し承認した場合に限り、空港を限定して許可される。

る。

(1)ロ. フェールオペレーショナル着陸装置による運航

下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験のために DH が 100 フィートであって、RVR が 300 メートル以上の最低気象条件の許可を受け、運航実証試験の航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH がない又は 50 フィート未満であって、RVR が 175 メートル以上の最低気象条件が許可される。更に、当該最低気象条件の許可のもとで下記 b.項の 6 カ月間の運航実証試験を実施し、航行状態を分析した結果、満足すべき状態であると認められる場合、DH がない又は 50 フィート未満であって、RVR が 75 メートル以上の最低気象条件が許可される。RVR が 75 メートル未満の最低気象条件は、カテゴリー III 航行の経験と実証をもとに航空事業安全室長及び航空機安全課長又は地方航空局保安部長が安全であると判断し承認した場合に限り、空港を限定して許可される。

(2) ロ フェールオペレーショナル着陸装置による運航

RVR が 75 メートル以下の最低気象条件は、カテゴリー III 航行の経験と実証をもとに航空事業安全室長及び航空機安全課長又は地方航空局保安部長が安全であると判断し承認した場合に限り、空港を限定して許可される。

<p>2.2 b. (1)運航適性試験</p> <p>へ、<u>運航適性試験はカテゴリーII又はカテゴリーIIIの ILS 施設</u> <u>を利用し、申請しようとする系列型式機に対して、カテゴリーI</u> <u>航行又はカテゴリーII航行において認められた最低気象条件の</u> <u>範囲で行うこと。</u></p> <p><u>チ、上記イ、～ト、に定める基準に従う場合であって、カテゴリ</u> <u>ーII航行及びカテゴリーIII航行に係わる機上装置が同一の場合</u> <u>にあつては、カテゴリーII航行と同時に実施することができる。</u></p>	<p>2.2 b. (1)運航適性試験</p> <p>へ、<u>運航適性試験はカテゴリーII又はカテゴリーIIIの ILS 施設</u> <u>を利用して行うこと。</u></p> <p>(新設)</p>	
<p>第4章 機上装置</p> <p>4.2 機上装置の基準</p> <p>カテゴリーIII航行を行うための機上装置は、法第10条第4項の基準（自衛隊機にあつては 自衛隊法第107条第5項の規定により定められた基準）及び本通達の附属書1に定める基準に適合すること。ただし、型式証明等（型式設計変更、追加型式設計及び飛行規程を含む。）において本通達の附属書2に定める基準に適合することが証明されている場合は、上記の基準に適合しているとみなす。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4章 機上装置</p> <p>4.2 機上装置の基準</p> <p>カテゴリーIII航行を行うための機上装置は、法第10条第4項の基準（自衛隊機にあつては 自衛隊法第107条第5項の規定により定められた基準）及び本通達の附属書1に定める基準に適合すること。ただし、型式証明等（型式設計変更、追加型式設計及び飛行規程を含む。）において本通達の附属書2に定める基準に適合することが証明されている場合は、上記の基準に適合しているとみなす。<u>なお、カテゴリーIIIA航行にあつては</u> <u>RVR200メートル以上、カテゴリーIIIB航行にあつては</u> <u>RVR100メートル以上であれば、従前の通達の基準に適合した</u> <u>機上装置でよい。</u></p>	<p>AN6 (省令) 改正による修正</p>

第5章 運航方式

(新) 5.1 DH、最低気象条件における RVR 及び AH の設定

航行区分	RVR	AH	DH	備考
①フェールパッシブ着陸装置を装備した航空機による運航	touchdown zone RVR: 175メートル以上	なし	50 フィート以上 100 フィート未満	従前*の通達のカテゴリ IIIA 航行
②フェールオペレーショナル着陸装置を装備した航空機による運航		200 フィート以下	100 フィート未満	*令和元年 8 月 9 日付け一部改正
③フェールオペレーショナル着陸装置及び着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航			なし、又は 100 フィート未満	
④フェールパッシブ着陸装置及び着陸滑走制御装置(注1)を装備した航空機による運航	touchdown zone RVR : 175メートル以上 mid point RVR : 125メートル以上 stop end RVR : 125メートル以上	なし	50 フィート以上 100 フィート未満	従前*の通達のカテゴリ IIIB 航行
⑤フェールオペレーショナル着陸装置及び着陸滑走制御装置(注1)を装備した航空機による運航	touchdown zone RVR : 125メートル以上 mid point RVR : 125メートル以上 stop end RVR : 125メートル以上	200 フィート以下	なし、又は 50 フィート未満	*令和元年 8 月 9 日付け一部改正
⑥フェールオペレーショナル着陸装置及びフェールパッシブ着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航			なし、又は 50 フィート未満	
⑦フェールオペレーショナル着陸装置及びフェールオペレーショナル着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航		touchdown zone RVR : 50メートル以上 mid point RVR : 50メートル以上 stop end RVR : 50メートル以上		

注1：安全性が確保されると判断され、航空機安全課長の承認を得た着陸滑走制御装置に限る。

AN6
(省令)
改正による修正、レイアウト変更

(旧) 5.1 DH、最低気象条件における RVR 及び AH の設定

a. カテゴリー IIIA 航行

航行区分	DH	touchdown zone RVR	AH
①フェールパッシブ着陸装置を装備した航空機による運航	50 フィート以上 100 フィート未満	175 メートル以上	なし
②フェールオペレーショナル着陸装置を装備した航空機による運航	100 フィート未満	175 メートル以上	200 フィート以下
③フェールオペレーショナル着陸装置及び着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航	なし、 又は 100 フィート未満	175 メートル以上	200 フィート以下

b. カテゴリー IIIB 航行

航行区分	DH	touchdown zone RVR	AH
①フェールパッシブ着陸装置及び着陸滑走制御装置(注1)を装備した航空機による運航	50 フィート以上 100 フィート未満	touchdown zone RVR : 175 メートル以上 mid point RVR : 125 メートル以上 stop end RVR : 125 メートル以上	なし
②フェールオペレーショナル着陸装置及び着陸滑走制御装置(注1)を装備した航空機による運航	なし、 又は 50 フィート未満	touchdown zone RVR : 175 メートル以上 mid point RVR : 125 メートル以上 stop end RVR : 125 メートル以上	200 フィート以下
③フェールオペレーショナル着陸装置及びフェールパッシブ着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航	なし、 又は 50 フィート未満	touchdown zone RVR : 125 メートル以上 mid point RVR : 125 メートル以上 stop end RVR : 125 メートル以上	200 フィート以下
④フェールオペレーショナル着陸装置及びフェールオペレーショナル着陸滑走制御装置を装備した航空機による運航	なし、 又は 50 フィート未満	touchdown zone RVR : 50 メートル以上 mid point RVR : 50 メートル以上 stop end RVR : 50 メートル以上	200 フィート以下

注1：安全性が確保されると判断され、航空機安全課長の承認を得た着陸滑走制御装置に限る。

<p>5.2 着陸の要件</p> <p>a. 着陸方式</p> <p>(1) カテゴリーⅢ航行の制限</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 降雪氷等により滑走路中心線灯を明瞭に視認することが困難な場合は、フェールオペレーショナル着陸滑走制御装置が装備されていない航空機による RVR175m未滿の最低気象条件を適用するカテゴリーⅢ航行を行わないこと。</p>	<p>5.2 着陸の要件</p> <p>a. 着陸方式</p> <p>(1) カテゴリーⅢ航行の制限</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 降雪氷等により滑走路中心線灯を明瞭に視認することが困難な場合は、フェールオペレーショナル着陸滑走制御装置が装備されていない航空機による <u>カテゴリーⅢB</u> 航行を行わないこと。</p>	<p>AN6 (省令) 改正による定義の変更</p>
<p>5.3 発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行等</p> <p>a.発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行の実施を考慮した飛行計画の作成</p> <p>(4) 発動機不作動時の能力の信頼性を基に運航する運航者は、気象予報及び気象通報の可用性や信頼性、気象予報精度による時刻に係る要因、潜在的な気象の変わり易さ、航空機乗組員、運航管理者等の能力を踏まえ、航空機乗組員、運航管理者等が飛行中に適時に更新された気象予報及び気象通報を取得できること。</p> <p>(7) 航空機乗組員、運航管理者等の滑走路面の状態の予測は、着陸時に滑走路の水溜まり、雪、氷等の影響がないという気象通報、滑走路状態と予報の解析に基づくこと。航空機乗組員は運航中、予想に反し悪化する旨のいかなる情報も提供されること。</p> <p>(8) 発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行と発動機不作動ではない状態でのカテゴリーⅢ航行との間に差異がある場合、航</p>	<p>5.3 発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行等</p> <p>a.発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行の実施を考慮した飛行計画の作成</p> <p>(4) 発動機不作動時の能力の信頼性を基に運航する運航者は、気象予報及び気象通報の可用性や信頼性、気象予報精度による時刻に係る要因、潜在的な気象の変わり易さ、及び航空機乗組員、運航管理者等の能力を踏まえ、飛行中に適時に更新された気象予報及び気象通報を取得すること。</p> <p>(7) 航空機乗組員及び運航管理者等の滑走路面の状態の予測は、着陸時に滑走路の水溜まり、雪、氷等の影響がないという気象通報、滑走路状態と予報の解析に基づくこと。航空機乗組員は運航中、予想に反し悪化する旨のいかなる情報も提供されること。</p> <p>(8) 発動機不作動でのカテゴリーⅢ航行と発動機不作動ではない状態でのカテゴリーⅢ航行との間に差異がある場合、</p>	<p>表現の修正</p>

<p>空機乗組員、<u>運航管理者等</u>の訓練、航空機乗組員の資格及び手順は、発動機不作動での着陸に対応していなければならない。</p> <p>(9) 飛行中に発動機不作動での着陸能力の低下に結びつくような故障が発生した場合は、航空機乗組員、<u>運航管理者等</u>は、飛行経路、目的地の変更等の代替手段を講じること。</p> <p>b.途中経路における発動機不作動</p> <p>(1) 航空機乗組員、<u>運航管理者等</u>は、発動機が不作動である状況及びこれに対応する進入速度から必要とされる着陸滑走路長を考慮すること。また、進入復行時の障害物との間隔が確保されること。</p> <p>(2) 航空機乗組員、<u>運航管理者等により</u>、風、天候、形態等が制限内にあると判断<u>されていること</u>。</p> <p>(3) 航空機乗組員、<u>運航管理者等により</u>、滑走路の水溜まり、雪、氷等による影響がないと判断<u>されていること</u>。</p> <p>(6) 航空機乗組員、<u>運航管理者等</u>は、発動機不作動でのカテゴリⅢ航行を実施することが安全かつ適切であると判断すること。</p>	<p>航空機乗組員及び<u>運航管理者等</u>の訓練、航空機乗組員の資格及び手順は、発動機不作動での着陸に対応していなければならない。</p> <p>(9) 飛行中に発動機不作動での着陸能力の低下に結びつくような故障が発生した場合は、航空機乗組員<u>及び</u>運航管理者等は、飛行経路、目的地の変更等の代替手段を講じること。</p> <p>b.途中経路における発動機不作動</p> <p>(1) 航空機乗組員<u>及び</u>運航管理者等は、発動機が不作動である状況及びこれに対応する進入速度から必要とされる着陸滑走路長を考慮すること。また、進入復行時の障害物との間隔が確保されること。</p> <p>(2) 航空機乗組員<u>及び</u>運航管理者等は、風、天候、形態等が制限内にあると判断<u>すること</u>。</p> <p>(3) 航空機乗組員<u>及び</u>運航管理者等は、滑走路の水溜まり、雪、氷等による影響がないと判断<u>されること</u>。</p> <p>(6) 航空機乗組員<u>及び</u>運航管理者等は、発動機不作動でのカテゴリⅢ航行を実施することが安全かつ適切であると判断すること。</p>	
<p>5.4 その他</p> <p>g. <u>運航者は</u>、滑走路の手前の地形が谷、崖、岸壁等の不整地である滑走路を使用する場合には、当該系列型式の航空機によって当該滑走路においてカテゴリⅢ航行を安全かつ確実に実施可能であることの評価を終えていなければならない。評価にあたって</p>	<p>5.4 その他</p> <p>g. 滑走路の手前の地形が谷、崖、岸壁等の不整地である滑走路を使用する場合には、当該系列型式の航空機によって当該滑走路においてカテゴリⅢ航行を安全かつ確実に実施可能であることの評価を終えていなければならない。評価にあたっては、</p>	<p>表現の修正</p>

<p>は、航空機の型式、飛行制御装置の他、電波高度計等の機上装置の要素を考慮すること。</p>	<p>航空機の型式、飛行制御装置の他、電波高度計等の機上装置の要素を考慮すること。</p>	
<p>7.2 整備に係る初期訓練及び定期訓練</p> <p>a.訓練には、該当する場合は、少なくとも次に掲げる事項を含めること。</p> <p>(1) 適切な運航者及び委託者に対する初期及び定期訓練（訓練対象者は、整備従事者、品質及び信頼性グループ、整備管理、検査及び保管又は同等組織が含まれること。整備従事者の訓練については、座学及び少なくとも何らかの実機訓練が含まれること。ただし、整備方式に適合した座学、コンピュータを使用した訓練（CBT）、模擬飛行装置、航空機又はその他これらの効果的な組合せであって、航空機安全課長又は地方航空局安全管理官により認められた方法により実施されるときは、この限りでない。）</p>	<p>7.2 整備に係る初期訓練及び定期訓練</p> <p>a.訓練には、該当する場合は、少なくとも次に掲げる事項を含めること。</p> <p>(1) 適切な運航者及び委託者に対する初期及び定期訓練（訓練対象者は、整備従事者、品質及び信頼性グループ、整備管理、検査及び保管又は同等組織が含まれること。整備従事者の訓練については、座学及び少なくとも何らかの実機訓練が含まれること。ただし、整備方式に適合した座学、コンピュータを使用した訓練（CBT）、模擬飛行装置、航空機又はその他これらの効果的な組合せであって、航空機安全課長又は地方航空局保安部長により認められた方法により実施されるときは、この限りでない。）</p>	
<p>第9章 雑則</p> <p>附則（令和2年11月9日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和3年2月25日から施行する。</p> <p>2. 施行日において現に交付されている旧サーキュラーによる許可書は、新サーキュラーによる許可書とみなす。</p>	<p>第9章 雑則</p> <p>（新設）</p>	<p>経過措置</p>

<p>(様式 1)</p> <p>特別な方式による航行の許可申請書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名又は名称</p> <p>下記の航空機について、特別な方式による航行の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="241 663 1039 762"> <tr> <td>行おうとする 特別な方式による航行</td> <td>カテゴリーⅢ航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>注1 航空機の型式並びに国籍及び登録記号については、まとめて申請してもよい。</p> <p>2 当該特別な方式による航行に必要な装置については、添付としてまとめてよい。</p>	行おうとする 特別な方式による航行	カテゴリーⅢ航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)	<p>(様式 1)</p> <p>特別な方式による航行の許可申請書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名又は名称 印</p> <p>下記の航空機について、特別な方式による航行の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1070 663 1868 762"> <tr> <td>行おうとする 特別な方式による航行</td> <td>カテゴリーⅢA 航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)</td> </tr> </table> <p>注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>2 航空機の型式並びに国籍及び登録記号については、まとめて申請してもよい。</p> <p>3 当該特別な方式による航行に必要な装置については、添付としてまとめてよい。</p>	行おうとする 特別な方式による航行	カテゴリーⅢA 航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)	<p>AN6</p> <p>改正による定義の変更及び押印欄の廃止</p>
行おうとする 特別な方式による航行	カテゴリーⅢ航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)					
行おうとする 特別な方式による航行	カテゴリーⅢA 航行 (航空法施行規則第 191 条の 2 第 1 項第 3 号)					
<p>(様式 3)</p> <p>特別な方式による航行の許可申請書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p>	<p>(様式 3)</p> <p>特別な方式による航行の許可申請書</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p>	<p>AN6</p> <p>改正による定義の変更及び押印欄</p>				

氏名又は名称		氏名又は名称	印	の廃止
下記の航空機について、特別な方式による航行の許可書の再交付を受けたいので、申請します。		下記の航空機について、特別な方式による航行の許可書の再交付を受けたいので、申請します。		
行おうとする 特別な方式による航行 (削除)	<u>カテゴリーIII</u> 航行 (航空法施行規則第191条の2第1項第3号)	行おうとする 特別な方式による航行	<u>カテゴリーIII A</u> 航行 (航空法施行規則第191条の2第1項第3号)	
		注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。		